

## 別紙

### 理事・監事・評議員・評議員選任解任委員報酬等算定基準

#### (理事・監事)

理事長報酬	理事長としての責任と義務が法律上明確に規定されたことから月額20万円相当が適当である。
専務理事報酬	理事長を補佐し法人全般の管理業務を担当する専務理事は月額15万円相当が適当である。
常務理事報酬	理事長を補佐し法人の日常の業務を担当する常務理事は月額12万円相当が適当である。
他の理事及び 監事	他の理事及び監事は勤務実態に応じて1回の会議出席につき日当と交通費を合わせて2万円の費用弁償の支給が適当である。

#### (評議員費用弁償)

評議員は法人運営を監督する重要な立場にあることから他の理事及び監事と同様の勤務実態に応じて1回の評議員会出席につき日当と交通費を合わせて2万円の費用弁償の支給が適当である。

#### (評議員選任解任委員費用弁償)

評議員選任解任委員は評議員を選任解任するという重要な立場にあることから勤務実態に応じて1回の会議出席につき日当と交通費を合わせて2万円の費用弁償の支給が適当である。